

平成29年度第10回長洲町農業委員会定例会会議録

1. 招集年月日 平成30年1月10日(水)

2. 招集の場所 長洲町役場 3階(中会議室)

3. 開 会 平成30年1月10日 午前10時00分

4. 出席農業委員は次のとおりである。

会長	1番	濱北 圭右		
会長職務代理者	2番	増岡 美知子		
委員	3番	土山 秋吉	4番	中嶋 英徳
	6番	濱崎 伸二	7番	嶋田 正忠
	9番	島川 俊昭	10番	石井 博俊
			5番	松野 智子
			8番	大淵 一弘

5. 出席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

腹赤区域	中村 建治	楠田 源志	池上 春男
六栄区域	池上 章	徳永 章	城戸 政治
長洲・清里区域	坂井 隆浩	磯川 伸哉	

6. 欠席農業委員は次のとおりである。

なし

7. 欠席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

なし

8. 本定例会に職務のため出席した者は次のとおりである。

農業委員会事務局	局長	中島 良治
農業委員会事務局	書記	木原 弘智

9. 提 出 議 案

報告第19号 農地法第18条第6項の規定による合意解約届について
議案第46号 農地法の規定による許可後の事業計画変更申請について
議案第47号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第48号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第49号 農用地利用集積計画(案)の決定について
議案第50号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見聴取について
議案第51号 平成29年農作業料金・農業労賃について
その他

事務局

それでは皆さん、御起立をお願いいたします。礼。着席。

ただいまから、平成29年度第10回長洲町農業委員会定例会を開会いたします。

濱北会長

初めに、濱北会長より御挨拶をお願いいたします。

今年初めての定例会でございます。皆さん、明けましておめでとうございます。どうぞ、今年もよろしくをお願いいたします。

昨年は、農業委員会の改選で大きく変わりました。関係者の方、それから事務局の方々は大変御苦労されたと思います。その間、議案を議会へ提出とか、例規の改正とか、大分事務局も苦労なされたようでございます。お疲れさまでございました。この結果を見て、各区長さんあたりの推薦を得まして、こういう立派な方にめぐり合っ、ほんとうによかったと私は今思っております。

12月22日に、人・農地プラン検討委員会が開かれました。その挨拶の中で、今度農業委員会の組織が大きく変わりましたと、耕作者の高齢化の問題とか後継ぎ不足とか、耕作放棄地・遊休地の解消、集積、いろいろな話がありましたが、この大きく変わった農業委員会に大いに期待したいという挨拶がございました。

こういうようなことで、私たちも農業委員と推進委員が一体となって頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく御指導をお願いしたいと思います。

終わります。

事務局

本日の総会の成立の御報告でございます。本日欠席をされている委員さんはございませんので、総会が成立することを御報告いたします。

それでは、長洲町農業委員会会議規則第5条の規定に基づき、会長は会議の議長となりますので、以降の議事進行は、濱北会長をお願いいたします。

濱北会長

わかりました。それでは、これより議事に入ります。

本日の提出議案は、報告第19号「農地法第18条第6項の規定による合意解約届について」、議案第46号「農地法規定による許可後の事業計画に変更申請について」、議案第47号「農地法3条第1項の規定による許可申請について」、議案第48号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、議案第49号「農用地利用集積計画（案）の決定について」、議案第50号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見聴収について」、議案第51号「平成29年農作業料金・農業労賃について」を議題といたします。

まず、長洲町農業委員会会議規則第15条第2項の規定に基づき、議事録には議長及び委員会において定めた2人以上の出席委員が署名、押印しなければならないとなっております。本日の議事録署名委員は、9番島川委員、10番石井委員をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。1ページです。

事務局

報告第19号「農地法第18条第6項の規定による合意解約届について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

それでは、報告第19号でございます。農地法第18条第6項の規定による合意解約届がありましたので、次のとおり御報告をいたします。

受付番号23番でございます。

こちらの申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりでございます。

申請理由につきましては、契約者変更を行うことによる合意解約届となっております。

続きまして、受付番号24番でございます。

こちらのほうも、申請人、申請所在、地番、地目、地積については議案書のとおりです。

申請理由につきましては、契約者変更を行うことによる合意解約届となっております。

続きまして、受付番号25番でございます。

こちらのほうも、申請人、申請所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりでございます。

申請理由につきましては、こちらのほうも契約者変更を行うことによる合意解約届となっております。

2ページをごらんください。

こちらが、受付番号26番でございます。

こちらのほうも、申請人、所在、地番、地目、地積は議案書のとおりです。

申請理由につきましては、所有権移転を行うことによる合意解約届となっております。

続きまして、受付番号27番でございます。

こちらのほうも、申請人、所在、地番、地目、地積は議案書のとおりです。

申請理由につきましては、契約者変更を行うことによる合意解約届となっております。

続きまして、受付番号28番でございます。

こちらのほうも、申請人、所在、地番、地目、地積は議案書のとおりです。

申請理由につきましては契約者変更を行うための合意解約ということになっております。

以上で、簡単ではございますが、報告第19号の説明を終わります。

ありがとうございました。ただいま事務局より説明がございました。この件について何か質問等はございますか。

- ありません の声有 -

濱北会長

濱北会長

なければ、承認してよろしゅうございますか。

- 異議ありません の声有 -

濱北会長

ありがとうございます。報告第19号を終わります。

次に進みます。3ページです。

議案第46号「農地法の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。

事務局より説明をしてください。

事務局

それでは、議案第46号でございます。農地法の規定による許可後の事業計画変更申請について、次のとおり提出をいたします。

受付番号2番です。

これは、平成28年8月23日付熊本県指令農担第84号にて、農地法第5条第1項の規定に基づく許可を受けておりますが、事業内容の変更による事業計画変更承認申請となっております。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書記載のとおりです。申請地につきましては、次の4ページをごらんください。長洲駅の東側でございます浜浦の踏切の南側、黒で囲った部分で、指で申請地と書いてございますけれども、こちらになります。議案書に記載の所在地は、許可を受けたときのものとなっておりますが、字図につきましては許可後に事業を進めており、分筆等が完了していることから、現在の所在地となっております。

事業変更の理由につきましては、熊本地震による影響でございます。被災地の早期の復興を図るため、建築業者が被災者の住宅復旧を最優先に着手しているということで、なかなか基礎の工事職人あるいは大工等の職人が不足しているということで、工事完了日の変更の申請を受けております。

事業計画の変更による新たな資金や、付近の土地、作物の被害防除等は別がないということでございました。

以上で、簡単でございますけれども、受付番号2番の説明を終わります。

濱北会長

ありがとうございました。今、事務局より説明がありました。この件について何か御意見、質問等はございませんか。

- ありません の声有 -

濱北会長

なければ、賛成の挙手をお願いします。

- 賛成者挙手 -

濱北会長

ありがとうございます。全員賛成です。受付番号2番については、許可相当として県知事へ意見を送付いたします。

次に進みます。6ページです。

議案第47号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。受付番号7番と8番は関連がございますので、一括して説明をお願いいたします。

事務局

事務局より説明を求めます。

それでは、議案第47号でございます。農地法第3条第1項の規定による許可申請について、次のとおり提出をいたします。

受付番号7番と8番でございます。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については、議案書記載のとおりでございます。申請地は、8ページをごらんください。こちらに地図をつけております。ひまわり幼稚園から玉名市のひばりヶ丘住宅のほうに向かう道路沿いで、長洲町、荒尾市、玉名市の境のところになります。

申請理由につきましては、譲受人の農業経営拡大による売買による所有権移転ということになっております。

許可の要件につきまして御説明をいたします。全部効率利用要件につきましては、譲受人は農作業歴40年以上ということで、経営面積も7,886平米、家族3人で農作業をされております。申請地には果物の作付を行うということで、今後も全て農地は利用するというところでございました。

機械の所有状況でございますけれども、トラクター2台、営農用トラック2台を所有されており、通作距離につきましては自宅から車で5分ということでございました。

地域との調和要件でございますけれども、申請地には果物の作付を行うとのことであり、隣接農地との間には高低差がございます。影響を及ぼすことはないというふうに判断しております。

地域との役割分担の状況といたしましては、農業の維持発展に関する話し合い、活動には参加するというところでございました。

取得後の下限面積の要件につきましても、取得後は9,851㎡であり、下限面積の5,000㎡を超えていることから、問題はないと考えております。

以上で、受付番号7番、8番の説明を終わります。

濱北会長

ありがとうございました。ただいま事務局より説明がございました。補足説明を、担当委員の10番石井委員にお願いをいたします。

石井委員

先月の28日に現地を見てきたわけですがけれども、買われる方が今もう管理されているということで、問題ないと思って見てまいりました。

以上です。

濱北会長

ありがとうございました。続きまして、担当推進委員の池上章委員に御意見を伺います。

池上(章)推進委員

一緒に参りましたけれども、特に問題になるような場所ではないと考えております。特にありません。

濱北会長

ありがとうございました。今、事務局と担当委員、推進委員の説明がございました。この件について何か質問等はございませんか。

- ありません の声有 -

濱北会長

なければ、賛成の挙手をお願いいたします。

濱北会長

- 賛成者挙手 -

ありがとうございました。全員賛成ですので、受付番号7番、8番については、原案どおり決定をいたします。

次に進みます。受付番号9番です。

事務局に説明を求めます。

事務局

それでは、受付番号9番でございます。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、議案書の記載のとおりでございます。

申請地は10ページをお開きください。地図をつけております。こちらと同じく、ひまわり幼稚園から玉名市のひばりヶ丘住宅に向かう道路沿いの周辺となっております。

申請理由につきましては、売買による所有権移転ということになっております。

許可の要件について御説明をいたします。全部効率利用要件につきましては、譲受人は農作業歴25年以上であり、経営面積も3万3,983㎡を家族2人で農作業に従事されております。申請地には米、麦を作付するということでした。今後も全て農地は利用するということでございます。

機械の所有状況でございますけれども、トラクター2台、コンバイン1台、田植え機1台、乾燥機を1台、フォークリフトを1台所有されております。

通作距離につきましては、自宅から車で5分以内ということでした。

地域との調和要件でございますけれども、申請地には米、麦の作付を行うとのことであり、農薬の使用については地域の防除基準に従い使用し農地の耕作を行うということでした。

地域との役割分担の状況といたしましても、水利組合等の地域農業団体の農業維持活動には参加し、協力をするというところでございます。

取得後の下限面積の要件につきましても、取得後は3万8,572㎡でございます。下限面積の5,000㎡を超えていることから、問題ないと考えております。

以上で、受付番号9番の説明を終わります。

濱北会長

ありがとうございました。ただいま事務局より説明がありました。ここで補足説明を、担当委員の10番石井委員をお願いいたします。

石井委員

この方も同じに、現地を見たわけですが、何も問題ないと思います。

濱北会長

ありがとうございました。続きまして、担当推進委員の池上委員に御意見をお伺いします。

池上(章)推進委員

今、説明がありましたとおり、25年の経験があり、機械も結構持っているとありますので、特に問題ないと思います。

濱北会長

以上です。

ありがとうございました。今、三方の説明がございました。この件について、何か質問等はございませんか。

- ありません の声有 -

濱北会長

何も御意見がなければ、賛成の挙手をお願いいたします。

- 賛成者挙手 -

濱北会長

ありがとうございました。全員賛成ですので、受付番号9番については、原案どおり決定をいたします。

次に進みます。14ページです。

議案第48号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局

それでは、議案第48号でございます。農地法第5条第1項による許可申請について、次のとおり提出をいたします。

受付番号30番でございます。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については、議案書記載のとおりとなっております。申請地は、16ページをごらんください。こちらに地図をつけておりますけれども、長洲町役場、ながす未来館の北西側になります。

申請理由につきましては、個人住宅の建設に伴う売買による所有権移転というふうになっております。

申請地の農地区分につきましては、都市計画法に定められている用途地域でございますので、第3種農地として判断をしております。

資金力につきましては、金融機関の契約手続案内による融資額が事業費を超過しているため、適当と判断をしております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、平成30年2月20日着工予定ということで、適当と判断をしております。

計画面積の妥当性につきましては、個人住宅の建設のため、個人住宅の基準面積おおむね500㎡を下回っているため、適当と判断をしております。

転用行為の妨げとなる権利を有する方はおられません。

周辺農地に係る営農条件の支障の有無につきましては、申請地は宅地造成工事をする事なく、現地そのまま宅地として利用することができますので、造成による砂の流出等はないということでございました。また、建物は敷地の境界から十分離して建てるとということでございましたので、日照、通風等の影響はないということでございます。

その他、雨水は道路側溝へ、生活雑排水及び汚水は公共下水道へ放流するという事になっております。

以上で、受付番号30番の説明を終わります。

濱北会長	<p>ありがとうございました。ただいま事務局より説明がありました。ここで補足説明を担当委員の6番濱崎委員にお願いします。</p>
濱崎委員	<p>6番濱崎です。現地確認したところ、周辺も住宅地となっており、何ら問題はないかと思われます。</p> <p>以上です。</p>
濱北会長	<p>ありがとうございました。続きまして、担当推進委員の磯川推進委員に意見をお伺いします。</p>
磯川推進委員	<p>本件の場所は、もう既に造成してあるところだったんですね。で、事務局にどういう状況だったのかということで尋ねました。以前、農業委員会のほうで許可されたということで、造成されていたという状況でした。</p> <p>現場に対しましては、南側に道路がありますし、道路側溝等、上水等、公共下水道も近くにありますが、支障ないと思います。</p> <p>以上です。</p>
濱北会長	<p>ありがとうございました。ただいま事務局と担当委員、担当推進委員の説明がございました。この件について、何か御意見等はございませんか。</p>
濱北会長	<p>- ありません の声有 -</p> <p>なければ、賛成の挙手をお願いします。</p>
濱北会長	<p>- 賛成者挙手 -</p> <p>ありがとうございました。全員賛成ですので、受付番号30番は、原案どおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に進みます。</p> <p>受付番号31番です。事務局より説明をしてください。</p>
事務局	<p>それでは、受付番号31番でございます。</p> <p>こちらのほうも申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については、議案書に記載のとおりでございます。</p> <p>申請地につきましては、18ページをお開きください。こちらに地図を載せております。古城住宅地内のひまわり幼稚園の南西になります。</p> <p>申請理由につきましては、太陽光発電の建設による売買による所有権移転となっております。</p> <p>申請地の農地区分につきましては、水道管、下水道管、ガス管のうち、2種類以上埋設道路の沿道の区域でございます。申請地からおおむね500m以内に二つ以上の教育施設または医療施設その他公共施設または公益的施設があるため、こちらは第3種農地として判断しております。</p> <p>資力及び信用力につきましては、金融機関の残高証明書が事業費を超過しているため、適当と判断しております。</p> <p>申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、平成30年2月15日着工ということで、適当と判断しております。</p>

	<p>計画面積の妥当性につきましては、太陽光発電施設の建設でございます。パネルが144枚、その他管理用通路等となっており、適当と判断をしております。</p> <p>転用の行為の妨げとなる権利を有する方はおられません。</p> <p>周辺農地に係る営農条件の支障の有無につきましては、土砂流出等はないということであり、万が一発生した場合は早急に対応するというところでございました。</p> <p>その他、雨水等は自然沈下となっております。</p> <p>以上で、受付番号31番の説明を終わります。</p>
濱北会長	<p>ありがとうございました。今事務局より説明がございました。補足説明を担当委員の2番増岡委員にお願いいたします。</p>
増岡委員	<p>2番増岡でございます。先ほど説明があったように、古城の中で現地を12月26日に立ち会って見ました。ちょっと荒れているところで太陽光発電というところは、とてもきれいになっていいんじゃないかなと思います。また、障害物はなかったもので、何ら障害はないかと思えます。御審議のほど、よろしくお願いたします。</p>
濱北会長	<p>ありがとうございました。続きまして、担当推進委員の池上推進委員に補足説明をお願いします。</p>
池上(章)推進委員	<p>宮野の古城団地の中にあるんですけど、太陽光ということで見にいきましたけど、太陽光を設置するこの場所においては、下のほうに二階建てが1軒建てたんですけども、それに角度をかけても高低差があるものですから、ちょうど二階しか見えないような状態になっていました。それで、太陽光を設置しても何ら支障はないと思われま。</p>
濱北会長	<p>ありがとうございました。ただいま事務局の説明と担当委員、それから担当推進委員の説明がございました。この件について、何か御意見とか御質問とかございませんか。</p>
濱北会長	<p>- ありません の声有 -</p> <p>なければ、賛成の挙手をお願いいたします。</p>
濱北会長	<p>- 賛成者挙手 -</p> <p>ありがとうございました。全員賛成ですので、受付番号31番は、原案どおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に進みます。受付番号32番です。</p>
事務局	<p>事務局より説明を求めます。</p> <p>それでは、受付番号32番でございます。</p> <p>こちらのほうも、申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については、議案書に記載のとおりでございます。申請地につきましては、20ページをお開きください。こちらにまた地図を添付しております。腹栄中学校の東側になります。</p> <p>申請理由につきましては、個人住宅の建設による売買による所有権移転ということになります。</p>

濱北会長

増岡委員

濱北会長

池上(章)推進委員

濱北会長

土山委員

事務局

申請地の農地区分につきましては、おおむね10ha以上の規模で一団の農地の区域である農地であるため、第1種農地と判断をしております。

こちらの資力及び信用力につきましては、住宅メーカーからの貸付証明書が事業費を超過しております。なお、貸付額につきましては、金融機関の残高証明書が貸付額を超過していることから、適当と判断をしております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、平成30年2月1日に着工予定ということで、適当と判断をしております。

計画面積の妥当性につきましては、個人住宅の建設のため、個人住宅の基準面積おおむね500㎡を下回っているため、適当と判断をしております。

転用の行為の妨げとなる権利を有する方はおられません。

周辺農地に係る営農条件の支障の有無につきましては、造成工事もなく、普通住宅のため、被害はないということでした。

その他、雨水は浸透ますで処理後道路側溝へ、生活雑排水及び汚水は公共下水道へ放流するというところでした。

以上で、受付番号32番の説明を終わります。

ありがとうございました。ただいま事務局より説明がありました。ここで、補足説明を担当委員の2番増岡委員にまたお願いします。

同じく、地図をごらんくださいませ。26日に現地を見ました。北側のほうに家がありまして、この住宅の道路のところは共用の通路ということで、何ら問題はなかったと思います。それから、下のほうの南側のほうの田んぼのほうになりますけど、そこは今麦が植わってありましたけど、ちょっと段差があったように思います。こっち側のところはきちんとしないと土砂が流れたら田んぼのほうに迷惑がかかるかなとは思いましたけれども、そんなに柔らかいようなところではないので、御審議のほど、よろしく願いいたします。

ありがとうございました。続きまして、担当推進委員の池上章推進委員に御意見をお願いいたします。

こちら側の住宅は、去年かおとししか建ったと思うんですが、ですから下水も通つとるし、上水道も完備されているということで、住宅にはいいようになっているんじゃないかなと思います。

以上でございます。

ありがとうございました。ただいま事務局と担当委員、推進委員の説明がありました。この件について、何か御意見等はございませんか。

3番の土山ですけれども、さっき第1種農地という説明があったんですけども、ここは大分家が入り組んできとるけん、これはもう2種ちゅうこっちなかですか。

1種農地の判断は、家の数ではないんです。

土山委員
事務局

数ではない。

はい。家の数で切るのではなくて、1種農地と2種農地の判断は筆のつながり、つながりがある農地で判断しております。

濱北会長

ほかにありませんか。

- ありません の声有 -

濱北会長

ほかになければ、賛成の挙手をお願いします。

- 賛成者挙手 -

濱北会長

ありがとうございました。全員賛成ですので、受付番号32番は原案どおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

次に進みます。受付番号33番です。

事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、受付番号33番でございます。

こちらは、11月定例会にて審議を行った案件でございます。12月の定例会にて取り下げ報告を行いました案件でございます。申請地に隣接する自己所有地の事業内容を含めたところでの申請となっております。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については、議案書に記載のとおりでございます。申請地につきましては、22ページをごらんください。こちらもながす未来館の西側になります。

申請理由につきましては、自己所有地に公道が接していないため、出入りするための占用道路の建設ということでございました。なお、自己所有地につきましては、今後集合住宅の建設を予定されており、申請地とあわせて集合住宅の事業の内容、土地利用計画図等が添付されております。

申請地の農地区分につきましては、都市計画法に定められている用途地域でございますので、第3種農地として判断しております。

資力及び信用力につきましては、金融機関の残高証明書が事業費を超過しているため、適当と判断をしております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、平成30年2月10日着工予定ということで、適当と判断をしております。

計画面積の妥当性につきましては、自己所有地への占用道路ということで、適当と判断をしております。

転用行為の妨げとなる権利を有する方はおられません。

周辺農地に係る営農条件の支障の有無につきましては、切土盛土工事は行わず、現地の地盤高の上に山砂を敷きならすということで、通路として使用するというものでございました。

造成工事による土砂流出はないということでございました。

その他、新たな排水はないということでございます。

以上で、受付番号33番の説明を終わります。

濱北会長

ありがとうございました。ただいま、事務局より説明がございました。

補足説明については、11月の定例会で説明しているために、担当委員からの説明は省略してよろしゅうございますか。

濱北会長 - 異議ありません の声有 -

濱北会長 ありがとうございます。それでは、補足説明を省略します。この件について、何か質問等はないですか。

濱北会長 - ありません の声有 -

濱北会長 なければ、賛成の挙手をお願いします。

濱北会長 - 賛成者挙手 -

濱北会長 ありがとうございます。全員賛成ですので、受付番号33番は、原案どおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

続きまして、24ページです。

議案第49号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局 それでは、議案第49号でございます。農用地利用集積計画（案）が定められましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により決定を求めるものでございます。

今回の申請につきましては、25ページのほうが総括表となります。平成29年の期間ごとの総括になりまして、26ページが今回の借り手の一覧で、現在の耕作面積に今回の利用権設定の面積を合わせまして、今後の経営面積となります。

詳細につきましては、27ページに今回の借り手の方の一覧となっております。

現在の耕作面積に今回の利用権設定の面積を合わせまして、今後の経営面積となります。

詳細につきましては、27ページに、賃借権16件、30筆、3万6,064㎡。めくっていただいて、28ページに期間借地が3件、3筆、2,782㎡。続きまして29ページに、使用貸借権2件、4筆、2,924㎡となっております。

内容については以上で議案第49号の説明を終わります。

濱北会長 ただいま事務局より説明がありました。この件について、何か質問、質疑等はございませんか。

濱北会長 - ありません の声有 -

濱北会長 なければ、賛成の挙手をお願いします。

濱北会長 - 賛成者挙手 -

濱北会長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第49号は原案どおり決定をいたします。

続きまして、30ページです。

議案第50号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見聴取について」を議題といたします。

事務局

事務局より説明を求めます。

議案第50号でございます。長洲町の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に伴い、農業経営基盤強化促進法施行規則第2条の規定により意見を求められましたので、次のとおり提出をするものでございます

長洲町で作成しております農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更を現在、農林水産課のほうで行っております。基本構想を変更する際には、農業委員会のほうに意見を聞くということとなっておりますので、変更などの説明につきましては農林水産課より説明をいたします。

農林水産課 松岡

皆さん、こんにちは。農林水産課の松岡と申します。

今、議題が上がっております農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想ということで、この基本的な構想をもとに県も町もいろいろな農業政策を打っていくという今後の農業振興の大きな羅針盤といえますか、指針となるものです。

近年の状況を申し上げますと、平成23年度に全体の見直しをかけております。平成26年に一部見直し、今回本年29年度も一部見直しということで、全体の見直しではなく一部の見直しということでまず御理解をいただきたいと、これが5年ごとに県を中心に見直しがかかる構想でございます。

先ほど申し上げたとおり、本来ならば平成23年に全体見直しをかけておりました、平成28年度に本当は全体見直しをかける予定だったんですが、熊本震災等もありまして、県のほうが次の全体見直しを平成31年度に3年間伸ばすという方針を出されております。

今回、平成29年度は一部見直しですが、長洲町といたしましては、昨今TPPだったりEPA、また米の直接支払いの開始等、農業を取り巻く環境が著しく変化しているような中、やはり一部とはいえ見直すことが必要だろうという判断を受けまして、今から説明する内容になりますけれども、一度県のほうのヒアリングを受けまして県の合意は得ているということになっております。

今後、皆さんからの意見の合意を得まして、JAたまなからも答申をいただき、2月から法定協議に入りまして、3月に公告、施行というような流れで新たな基本構想に入っていきたいということで、今回議案を上げております。

内容については、今から具体的に説明させていただきますけれども、基本的に網かけになっているところが、今回一部変更のところになっております。全て説明するのはあれですので、まず重要なところだけ簡単に御説明させていただきます。

まず、33ページをごらんください。

2の(1)の効率的かつ安定的な農業経営の目標というところがある

かと思いますが、今回大幅に変更するのは、年間農業所得のところになります。1経営体当たりおおむね630万円以上に変更をかけております。これは、今まで600万円以上をもって認定農家の更新等に当たっておりますが、今回「おおむね」という言葉をつけることによりまして、一応80%まで下げることができるということと、今まで600万円だったのを630万円という金額に定めております。これは、過去の基本構想の600万円という数字は何だろうということと調べた結果、町内の所得の基準値によって算出されているということとありまして、長洲町は大体毎年5月か6月ぐらいに県内市町村の所得の推移というのが新聞等で出てくるかと思いますが、製造業も非常に所得が高いというような中で、今認定農家の方が減少しつつあるのに歯どめをかけたいということと、この630万円というのは一応玉名管内の基本的構想の平均値ということと630万円ということを示させていただいております。

基本は630万円ということですが、先ほど言いましたとおりおおむねということをつけましたので、80%を掛けて504万円以上であるならば、一応認定農家として更新をしていきたいと考えているところです。

こういった数字を出すに当たりましては、担い手育成支援協議会の中でJAの所長並びに県の担当課長といったところで、あまり緩和し過ぎるのもよろしくないし、ハードルが上がるのも非常に難しいという協議の中、この「おおむね」という言葉をつけて、玉名管内の平均を630万円というところで提示して、504万円というところで今回見直しをさせていただいております。ここが大きく変わっているところになります。

あと、もう一つ、重要なところになりますが、40ページになります。上のほうになりますけれども、効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標というところで、これまで集積率を60%というところで基本構想に上げておりました。

あくまで県の目標は、平成31年までに80%というところが、平成35年までに80%という目標を達成したいという県の大きな構想があります。で、長洲町といたしましては、現在55%という数字が出ております。そのような中、先ほど申し上げたとおり平成31年度にもう一度全体見直しがかかりますので、ここも80%に持っていくのかという協議をしましたが、一応現段階では55%というところで限りなく目標が達成できそうな70%というところに数字を持ってきて、平成31年度にこの状況を見ながら80%に変更すべきではないかというところで、今回70%というところで数値を示させていただいております。

あと、今回、いろいろ細かい網かけの部分がありますが、これは基本的に県が一部見直したところ、上位に準じてうちも見直していると、基本的にはいろいろな農業の名称が変わったり、法律の名称が変わったところの文言修正がほぼ残りをなしておりますので、重要な部分に関して

は先ほど言いました「おおむね」をつけたというところと、集積率を70%というところが、今回の一部改正の大きなテーマとなっておりますので、簡単でありますけれども説明を終わらせていただきます。

以上です。

濱北会長 ありがとうございます。ただいま、事務局及び農林水産課より説明がございました。この件について、何か質問等はございませんか。

 - ありません の声有 -

濱北会長 なければ、賛成の挙手をお願いします。

 - 賛成者挙手 -

濱北会長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第51号は意見なしとして通知をいたします。

 最後になります。54ページです。

 議案第51号「平成29年農作業料金・農業労賃について」を議題といたします。

 事務局より説明をしてください。

事務局 それでは、議案第51号でございます。平成29年農作業料金・農業労賃について、審議する必要がございますので、提出するものでございます。

 例年、全国農業会議所あるいは熊本県の農業会議により、農作業の受託料金や農業雇用賃金、農外諸賃金の水準の調査が行われております。調査票につきましては、農業委員会の総会等に諮り、委員の意見を聴取し検討する必要がございますので、審議をお願いするものでございます。

 55ページをお開きください。平成29年農作業料金・農業労賃に関する調査票が書いてございます。こちらの内容につきましては、木原のほうから説明をさせます。

事務局 こちらに今記載させていただいている金額につきましては、昨年度の金額でございます。まず上のほうからいきますと、個人農家と生産組織等に伴う基本的な料金等について、認定農家の方などにいろいろとお伺いしました。島川委員にお伺いしたいのは、もう変更がなければこのままでいきたいと思えます。

島川委員 苗代は500円。

事務局 苗代が500円、はい。ほかはないですか。

 - ありません の声有 -

事務局 ありがとうございます。生産組織につきましては、昨年度は梅田営農組合とかにお伺いをしたところでございます。その中で、梅田営農組合にないのが、この防除と乾燥等になりますけれども、こちらはJ Aさんのカントリーの単価を参考にさせていただきました。中嶋委員、これはこのぐらいですかね。

中嶋委員 1,740円ちゅうたら基準単価たいね。

事務局 防除というのがたしか反当たりの無人ヘリの1回目だと思います。

中嶋委員 1回目が3,300円、2回目が4,000円ぐらい。3回目が四千幾らやった

事務局

と思います。

ですので、1回目の金額を記載させていただき、変更はないかと思うので、一応このままでさせていただきたいと思います。

オペレーター賃金についても、島川さん大体これぐらいですかね。時給1,200円。真ん中の3番目です。

島川委員
事務局

よかよ、それで。

その下とかも、基本的には真ん中は大体時給換算のいろいろ雇われている方のところになっております。農作業で大体時給800円で、昨年度とちょっと変えたところが、梨とミニトマトのところなんですけれども、昨年730円ぐらいで計算していたんですよ。今回、10月の熊本県最低賃金の変更によりまして、今739円ぐらいになっていますので、今750円で計算させてもらっていますけれども、松野さんあたりどうですか、大体パートの方は。

松野委員
濱北会長

そうです。一番初心者は。

それでは、意見もいろいろ出ましたけれども、議案51号はこれよろしゅうございますか。

- ありません の声有 -

濱北会長

賛成の挙手をお願いします。

- 賛成者挙手 -

濱北会長

ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第51号は、原案どおり決定をいたします。

以上で本日の提出議案は全て終了いたしました。委員、推進委員の皆さんからその他御意見等はないですか。

- ありません の声有 -

濱北会長

なければ、事務局から何か連絡事項がありましたらお願いします。

(その他事務局説明)

- 1 農地等利用最適化推進強化月間の取組について
- 2 農地利用状況調査結果関係の会議について
- 3 農業者年金加入推進について
- 4 農業委員会全体研修会について
- 5 活動記録、農業委員会積立について

事務局

それでは起立。礼。

閉会(終了 午前11時30分)

以上、会議録の顛末を記録し、相違ないことを証するため、ここに議長と共に署名する。

議 長 _____ 印

署名委員 _____ 印

署名委員 _____ 印